

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第18号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p data-bbox="316 967 416 1003">附 則</p> <p data-bbox="252 1028 783 1189">（新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等における国民健康保険税の減免の特例）</p> <p data-bbox="225 1216 783 1995">20 令和2年2月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の方法により徴収する場合にあっては、老齢等年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（国民健康保険税の被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以後に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が国民健康保険税の資格を取得した日から14日以内に行われていた</p>	<p data-bbox="914 967 1015 1003">附 則</p> <p data-bbox="850 1028 1382 1189">（新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等における国民健康保険税の減免の特例）</p> <p data-bbox="823 1216 1382 1995">20 令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の方法により徴収する場合にあっては、老齢等年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（国民健康保険税の被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以後に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が国民健康保険税の資格を取得した日から14日以内に行われていた</p>

ならば同月 1 日前に納期限が定められるべきものを除く。) の減免については、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響による収入の減少等により著しく納税の能力を欠き、又は失った者は、第 28 条第 1 項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。この場合における第 28 条第 2 項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

ならば同月 1 日前に納期限が定められるべきものを除く。) の減免については、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響による収入の減少等により著しく納税の能力を欠き、又は失った者は、第 28 条第 1 項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。この場合における第 28 条第 2 項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。